

一者応札・応募に係る改善方策について

平成 22 年 4 月 30 日

国立大学法人愛媛大学

国立大学法人愛媛大学では、随意契約見直し計画に基づき、随意契約によることが真にやむを得ない場合を除き、一般競争入札等の競争性のある契約方式への移行を推進してきたところです。

しかし、一般競争入札等を実施した結果、一者応札・応募になっている事例が見受けられるため、競争性をさらに確保する観点から、次のとおり改善方策を定め、取組を推進することとしました。

1. 十分な公告期間の確保等

本学の契約事務取扱規程では、「一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも 10 日前に掲示その他の方法により公告しなければならない。」と規定していますが、競争性をさらに確保するため、教育・研究や診療等の業務に影響がない範囲において、掲示等公告期間を 20 日間確保するよう引き続き努めることとします。

あわせて、ウェブサイトにおける公告掲示に「仕様書」等を掲載し、応札に参加する機会拡大に努めることとします。

2. 十分な履行期間の確保

教育・研究や診療等の業務に影響がない範囲で、調達内容に応じた履行期間の確保に努めることとします。

3. 計画的な執行

調達における適切な日程を確保するため、計画的な執行に努めることとします。

4. 調達情報の周知の方法

調達情報の掲示に加えてウェブサイトへの掲載により周知していますが、引き続き周知の方法について工夫することとします。

5. 競争参加資格の弾力的な運用

競争性を確保するため、競争参加者の資格は規則に定めている範囲内において、弾力的に運用することとします。

6. 調達要件（仕様等）の見直し

仕様策定に当たっては、教育・研究や診療等の業務に影響がない範囲において最低限の要求要件とし、競争性の確保に努めることとします。